

【1. 特定保険医療材料の定義について】(平成16年3月5日 保医発第0305007号)		
告示番号・分野名・定義	機能区分名・定義	機能区分コード 略称・償還価格
116 体外式 ペースメーカー用 カテーテル電極 次のいずれにも該当すること。 ① 薬事法承認上、類別が「器具器械(7)内臓機能代用器」であって、一般的名称が「心臓ペースメーカーの付属品」であること又は「器具器械(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「滅菌済み心臓用チューブ及びカテーテル」であること。 ② 一時的な心臓ペースティング、又は一時的な心臓ペースティング及び心臓電気生理学的検査を目的に、経皮経管的に心臓内に留置して使用するカテーテル又は経食道的に心臓ペースティングを行うカテーテルであること。 -機能区分の考え方- 構造、付加機能及び使用部位により、一時ペースティング型(1区分)及び心臓電気生理学的検査機能付加型(4区分)の合計5区分に区分する。	① 一時ペースティング型 次のいずれにも該当すること。 ア 一時ペースティング機能を有するカテーテル電極であること。 イ ②から⑤に該当しないこと。	B0021160100 カテ電極・ 一時ペースティング 型 32,100円 (平成17年4月1日～)
	② 心臓電気生理学的検査機能付加型・標準型 次のいずれにも該当すること。 ア 一時ペースティング機能を有するカテーテル電極であること。 イ 心臓電気生理学的検査機能を有すること。 ウ 心臓電気生理学的検査を行うための電極を有し、電極数が3極以上6極未満であること。 エ ③から⑤に該当しないこと。	B0021160201 カテ電極・ 機能付加型 ・I 107,000円 (平成17年4月1日～)
	③ 心臓電気生理学的検査機能付加型・冠状静脈洞型 次のいずれにも該当すること。 ア 一時ペースティング機能を有するカテーテル電極であること。 イ 心臓電気生理学的検査機能を有すること。 ウ 主として冠状静脈洞部の心臓電気生理学的検査を行うための電極を有し、電極数が6極以上20極未満であること。	B0021160202 カテ電極・ 機能付加型 ・II 138,000円 (平成17年4月1日～)
	④ 心臓電気生理学的検査機能付加型・房室弁輪部型 次のいずれにも該当すること。 ア 一時ペースティング機能を有するカテーテル電極であること。 イ 心臓電気生理学的検査機能を有すること。 ウ 主として房室弁輪部の心臓電気生理学的検査を行うための電極を有し、電極数が20極以上40極未満であること。	B0021160203 カテ電極・ 機能付加型 ・III 298,000円 (平成17年4月1日～)
	⑤ 心臓電気生理学的検査機能付加型・心房内・心室内全域型 次のいずれにも該当すること。 ア 一時ペースティング機能を有するカテーテル電極であること。 イ 心臓電気生理学的検査機能を有すること。 ウ 主として心房内又は心室内全域の心臓電気生理学的検査を行うための電極を有し、電極数が40極以上であること又は心房内又は心室内全域の心臓電気生理学的検査を行うことが可能であって多電位差測定に必要な情報処理をするための磁気センサーを有すること。	B0021160204 カテ電極・ 機能付加型 ・IV 465,000円 (平成17年4月1日～)
材料価格の経過措置		
①一時ペースティング型	平成16年4月1日から平成16年12月31日まで	35,800円
	平成17年1月1日から平成17年3月31日まで	33,900円
②心臓電気生理学的検査機能付加型・標準型	平成16年4月1日から平成16年12月31日まで	119,000円
	平成17年1月1日から平成17年3月31日まで	113,000円
③心臓電気生理学的検査機能付加型・冠状静脈洞型	平成16年4月1日から平成16年12月31日まで	154,000円
	平成17年1月1日から平成17年3月31日まで	146,000円
④心臓電気生理学的検査機能付加型・房室弁輪部型	平成16年4月1日から平成16年12月31日まで	333,000円
	平成17年1月1日から平成17年3月31日まで	316,000円
⑤心臓電気生理学的検査機能付加型・心房内・心室内全域型	平成16年4月1日から平成16年12月31日まで	518,000円
	平成17年1月1日から平成17年3月31日まで	491,000円